

# 坂田公認会計士事務所通信5月号

お客様各位

平成23年5月1日

心地よい風が吹く5月になりました。大震災からの復興も徐々に進んでおり、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の事務所通信は下記の3項目についてまとめました。

1. 平成23年度税制改正
2. 平成23年4月以降の法人税申告の変更点
3. シリーズ資金調達～銀行との上手なつきあい方

## 1. 平成23年度税制改正

先月号で、東日本大震災の発生により、平成23年度税制改正は審議が一旦中断し、当面の措置として、今年3月で期限が切れる租税特別措置を暫定的に延長する「つなぎ法案」が当面は運用されることをお知らせしました。

その後、政府は法人税や所得税の一律10%上乘せに加えて、消費税の2～3%の引き上げなどの増税案を5月中に審議する予定です。いずれも震災復興のための臨時措置との説明ですが、消費税の引き上げが恒久措置となる可能性は否定できません。

今後も、税制の動きには注意が必要です。

## 2. 平成23年4月以降の法人税申告の変更点

平成23年4月1日以後終了する事業年度において法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

これは、中小企業などが軽減税率を適用する場合などに、その適用条文や適用額を記載しなければ今後は軽減措置が適用されなくなる改正が行われたからです。

この記載対象は意外と多く、中小企業の軽減税率の他、設備投資等に係る軽減措置、今回の震災における寄付金でも相手先によっては適用されることがあり、申告には注意が必要です。

## 3. シリーズ資金調達～銀行との上手なつきあい方

銀行と上手につき合うには、銀行の事情をよく理解する必要があります。

銀行は監督官庁である金融庁より融資姿勢をチェックされる際の指針として金融検査マニュアルが公表されており、これに沿った形で融資を実行していると考えて下さい。

そのため、金融庁が公表する資料には常に注意が必要で、最近では中小企業金融円滑化法の適用期限の1年間延長を受けて、3月31日に銀行が「コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割」が取りまとめました。

この中で、貸付けの条件の変更等を行った債務者について、返済負担が軽減されている間に、真に経営改善、事業再生等が図られることが必要である。そのためには、何よりもまず、会社自身が、自らの本質的な経営課題を正確かつ十分に認識し、当該経営課題に対して真正面から向き合った上で、経営改善、事業再生等に意欲を持って主体的に取り組んでいくことが重要となります。

そして、銀行は法に基づき債務者の返済負担を軽減するだけでなく、債務者のこうした自助努力を、

## 坂田公認会計士事務所通信5月号

経営再建計画の策定支援、貸付けの条件の変更等を行った後の継続的なモニタリング、経営相談、指導といったコンサルティング機能を発揮することにより最大限支援していくことが求められています。

つまり、銀行には経営相談、指導といったコンサルティング機能を発揮することが金融庁より強く求められており、この指針に沿った形で事業計画を作成し、適宜報告すれば、銀行のコンサルティング機能が発揮し易くなり、銀行の協力を得られると考えて下さい。

次回から資金調達のための具体的な銀行対策を説明していきます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。  
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

### **坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>